報道資料(第９報)

平成２６年４月１６日

高病原性鳥インフルエンザ発生農場等の防疫措置の完了について

多良木町及び相良村の２農場の防疫措置が**本日（４/１６）午前７時３０分に完了**しましたのでお知らせします。
この２農場の防疫措置完了により、１０日が経過した後に実施する清浄性確認検査で陰性が確認されれば搬出制限区域（１０㎞）を解除します。
さらに、２１日経過後の５月８日には移動制限区域（３㎞）を解除します。
県としては、引き続き消毒ポイントでの車両消毒等の防疫措置の徹底に努めます。

１　発生農場及び関連農場での防疫措置の状況
（１）多良木町農場　　４月１５日　１９時００分完了
（２）相良村農場　　４月１６日　　７時３０分完了

≪参考：防疫措置終了までの流れ≫

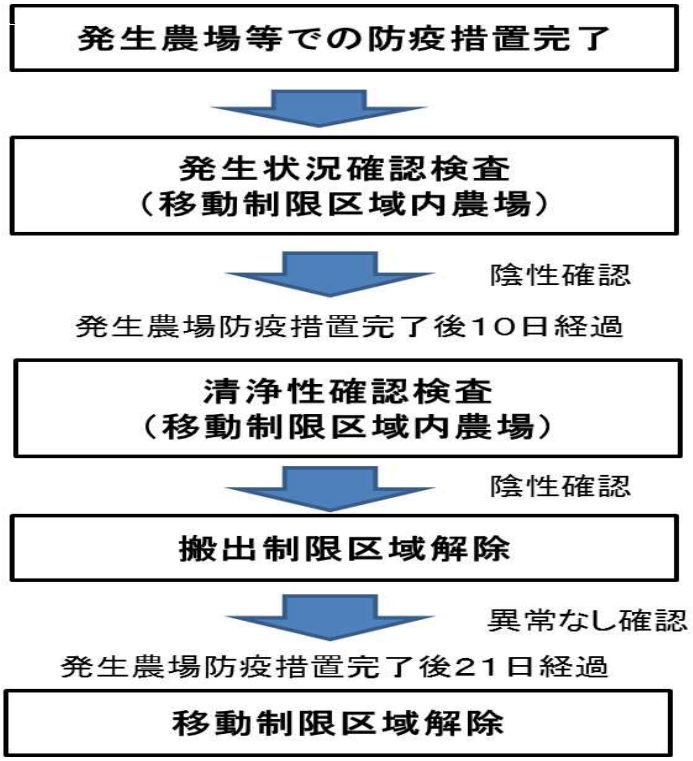

【 問合せ先 】
畜産課　鬼塚、網田
直通　096-333-2401